

# 一般社団法人徳島県介護支援専門員協会 細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人徳島県介護支援専門員協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第65条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 会員

### (入会)

第2条 本法人に入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）に次の事項を記載し、署名、押印の上、入会金及び当該年度会費を添えて本法人に提出しなければならない。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
  - (2) 資格取得日、受験資格取得職種及びその他所持資格
  - (3) 所属団体又は事業所の名称、代表者名、住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
  - (4) 希望する連絡先
- 2 本法人に入会しようとする団体等は、入会申込書（様式第2号）に次の事項を記載し、署名、押印の上、本法人に提出しなければならない。
- (1) 団体等の名称、代表者名、住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
  - (2) 事務担当者氏名
  - (3) 団体等の事業内容
  - (3) 情報掲載、出展登録及び本法人ホームページへの掲載の有無

### (変更)

第3条 前条の規定による届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更届（様式第3号）により本法人に届けなければならない。

### (退会)

第4条 本法人を退会しようとする者は、退会届（様式第4号）に次の事項を記載し、本法人に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（又は団体等の名称、代表者名及び住所）
- (2) 退会年月日及び退会事由

### (会員名簿)

第5条 本法人は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更があるごとに訂正しなければならない。

### (入会金及び会費)

第6条 定款第7条に規定する入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の入会金 1,000円
- (2) 賛助会員の入会金 10,000円
- (3) 正会員の会費 年間 3,000円
- (4) 賛助会員の会費 年間 20,000円

なお、情報掲載又は出展登録を希望する場合は、別途、それぞれ年間10,000円とする。

2 納入した入会金及び会費は、事由の如何を問わず返還しない。

### 第3章 理事

#### (理事の選任)

第7条 定款第22条第1項第1号に規定する理事を、本部理事及び支部理事とする。

(1) 本部理事 11名以内

(2) 支部理事 11名以内

2 同条第2項に規定する理事長及び副理事長は、本部理事から選任する。

3 理事の選任に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第4章 委員会

#### (委員会)

第8条 定款第62条の規定に基づき、本法人に次の委員会を置く。

(1) 総務・組織委員会

(2) 倫理委員会

(3) 広報委員会

(4) 生涯学習委員会

(5) 法定研修運営委員会

前項のほか、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

委員会は、本法人の事業及び運営に関し、理事長の諮問に応じて調査、研究及び研修等の事業を行い、その成果を理事長に進言する。

#### (委員会の組織)

第9条 委員会は10名以内の委員で構成し、そのうち2名は理事とする。

2 委員は、理事会において選任する。

3 委員会には、委員長1名、副委員長2名を置き、理事会の決議により選任する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。

#### (委員会総会)

第10条 委員会総会は、理事及び委員をもって構成する。

2 委員会総会は、理事長が招集する。

3 委員会総会は、次の事項について協議する。

(1) 委員会活動の運営に関するこ

(2) 委員会活動を通じて本法人に対する意見又は要望に関するこ

#### (委員の任期)

第11条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

#### (その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の意見を聞いて理事長が別に定める。

## 第5章 資産及び会計

### (予算)

第13条 予算は、事業年度の事業計画を明確な目標をもって表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な施行を図るものとする。

2 予算は事業計画に従って作成し、理事長が総合調整及び編成を行う。

### (暫定予算)

第14条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、定款第50条の規定により、理事長は前事業年度の予算に準じて暫定予算を作成し、理事会の決議を得るものとする。

2 定款第52条の規定による予算の追加および更正の場合においても、前項と同様とする。

## 第6章 雜則

### (改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

### 附 則

1 この細則は、本法人成立の日から施行する。

### 附 則

1 この細則は、令和4年1月27日から施行する。

### 附 則

1 この細則は、令和6年3月4日から施行する。

### 附 則

1 この細則は、令和6年5月21日から施行する。

## 様式第1号

## 入会申込書（正会員）

令和 年 月 日

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会理事長 殿

私は、貴会の目的に賛同し、正会員として入会を申し込みます。

ふりがな 氏名・性別・生年月日	印	男 ・ 女	年 月 日 生
介護支援専門員資格取得年月日	年 月 日		
介護支援専門員登録番号			
受験資格取得職種 ・その他所持資格	受験資格取得職種	その他所持資格	
自宅／住所	〒		
自宅／電話（又は携帯電話）			
自宅／メールアドレス			
所属団体・事業所／ 名称・代表者名	名称	代表者名	
所属団体・事業所／住所	〒		
所属団体・事業所／ 電話・ファックス	電話	ファックス	
所属団体・事業所／ メールアドレス			
希望する連絡先（いざれかに○）	自宅（又は携帯電話） • 事業所		

注) メールアドレスは分かりやすく、正確に記入してください。

協会事務局記入欄		
受付日	理事長	事務局

入会申込書（賛助会員）

令和 年 月 日

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会理事長 殿

私は、貴会の目的に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

団体の名称		
代表者名		
住所	〒	
電話・ファクス	電話	ファクス
メールアドレス		
ホームページアドレス		
事務担当者氏名		
団体の事業内容 (簡潔に記載してください)		
協会ホームページへの掲載 ※いずれか希望する方に○	希望する（無料）	希望しない

注) メールアドレスは分かりやすく、正確に記入してください。

協会事務局記入欄		
受付日	理事長	事務局

様式第3号

変更届

令和 年 月 日

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会理事長 殿

次の事項について変更しましたのでお届けします。

	変更前	変更後
氏名		
自宅／住所	〒	〒
自宅／電話（携帯電話）		
自宅／メールアドレス		
所属団体・事業所／名称		
所属団体・事業所／住所	〒	〒
所属団体・事業所／電話・ファクス		
所属団体・事業所／メールアドレス		
希望する連絡先	自宅・事業所	自宅・事業所

注1) 変更のある項目だけ記入してください。

注2) メールアドレスは分かりやすく、正確に記入してください。

協会事務局記入欄		
受付日	理事長	事務局

様式第4号

退会届

令和 年 月 日

一般社団法人徳島県介護支援専門員協会理事長 殿

住 所

退会会員氏名 印  
(事業所等にあっては名称及び代表者名)

私は、次の事由により貴会を退会したいのでお届けします。

退会年月日	年 月 日
退会の事由	

協会事務局記入欄		
受付日	理事長	事務局

